

平成27年6月26日

第14回保険者による
健診・保健指導等に関する検討会

資料2

第2期後期高齢者支援金の加算・減算制度に おける減算基準について(案)

第2期後期高齢者支援金の加算・減算制度について

第1期

平成24年度特定健診・保健指導の実績に基づき加算及び減算対象保険者を決定し、平成25年度後期高齢者支援金において実施。

◎実施方法

- ① 加算率 : 0.23%
- ② 加算対象保険者 : 特定保健指導実施率が実質的に0%の保険者
- ③ 減算対象保険者 : 特定健診・保健指導の実施率の目標を両方達成した保険者

◎実施結果

- ・加算対象保険者数 : 131 保険者
- ・減算対象保険者数 : 181 保険者
- ・加算及び減算額 : 約7,600万円

第2期

平成25年度以降の各年度の特定健診・保健指導の実績に基づき、年度毎に加算及び減算対象保険者を決定し、平成26年度以降の後期高齢者支援金において実施。

◎実施方法

- ① 加算率 : 0.23%
- ② 加算対象保険者 : 特定保健指導実施率が実質的に0%の保険者
- ③ 減算対象保険者 : 第1期減算対象保険者数と同程度の保険者数が選定されるよう、調整済実施係数(※)を用いて決定

第2期の減算対象保険者を選定するに当たっては、基準となる具体的な調整済実施係数を決定する必要がある。

※ 調整済実施係数は、保険者種別毎の特定健診・保健指導の実施状況が一定の分布状況となるように調整した特定健診・保健指導実施率から算出する。

$$\text{調整済実施係数} = \text{調整後特定健診実施率} \times \text{調整後特定保健指導実施率}$$

第2期後期高齢者支援金の減算基準について（案）

- 第2期の減算対象保険者数は、第1期と同程度の保険者数が選定される調整済実施係数0.65以上を基準とすることとしていたが、第11回本検討会において、より直近の特定健診・保健指導の実施状況を踏まえ、適切な調整済実施係数を検討することとなった。
- 第1期（平成24年度）実績に基づき、調整済実施係数ごとに減算対象保険者数の推計を行ったところ、第1期と同程度の保険者数が選定される調整済実施係数は0.60以上となった。
- しかしながら、第2期の間、加算対象保険者の減少及び減算対象保険者の増加が見込まれることを考慮すれば、第1期より選定される保険者数が少ない調整済実施係数0.65以上を減算基準としてはどうか。

〈平成24年度実績による減算対象保険者数の推計〉

| 保険者 ※（）内は保険者総数 | | 第1期減算対象 保険者数（実績） | 第2期減算対象保険者数（推計） | |
|-------------------|----------|---------------------|-------------------|-------------------|
| | | | 調整済実施係数 0.60以上 | 調整済実施係数 0.65以上 |
| 市町村国保 (1,739) | 大規模(28) | 26 | 1 | 0 |
| | 中規模(844) | | 46 | 31 |
| | 小規模(867) | | 48 | 29 |
| 国保組合(164) | | 0 | 9 | 5 |
| 単一健保(1,152) | | 141 | 69 | 47 |
| 総合健保(261) | | 7 | 18 | 13 |
| 共済(84) | | 7 | 8 | 7 |
| 合計(3,400) | | 181 | 199 | 132 |

平成26年度後期高齢者支援金の加算・減算に係る今後のスケジュール(予定)

| | |
|------------|---------------------------------|
| 平成27年8月頃 | 加算・減算対象保険者決定に当たっての全保険者への調査を実施 |
| 平成27年10月頃 | 減算対象保険者の基準に係る省令改正 |
| 平成27年11月末頃 | 加算・減算対象保険者の決定 |
| 平成28年4月以降 | 平成26年度後期高齢者支援金の精算時において、加算・減算を実施 |

※ 平成27年度から平成29年度までの後期高齢者支援金の加算・減算についても、同様のスケジュールで実施予定